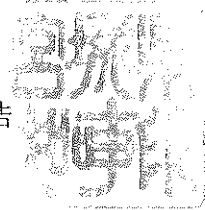


公 告

建築基準法施行細則（昭和46年宮城県規則第21号）第38条第2項の規定により、
建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する道路の位置の指定の取消しを次の
とおり行った。

平成21年11月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 申請者氏名（名称） 鈴木 よし子
- 2 申請者住所 多賀城市八幡二丁目10番31号
- 3 取り消した道路の位置 多賀城市八幡二丁目327-2, 327-3, 327-5 の各一部, 327-11
- 4 取り消した道路の形状
 - (1)幅員 4.00メートル
 - (2)長さ 16.00メートル
- 5 指定取消年月日 平成21年10月28日
- 6 指定取消番号 第21-2号（仙台土木事務所）